

## 一関市消防本部 Web119登録者遵守事項

※利用登録申込書は、消防本部消防課か、最寄りの消防署・分署・分遣所への提出が必要です。

(メールに添付するなどしての提出は本人確認ができないため、受け付けることができません。)

- 1 登録できるのは一関市消防本部管内(一関市・平泉町・藤沢町)に在住している方だけです。また、この通報システムは一関市・平泉町・藤沢町からの通報のみに対応し、それ以外の地域からの通報は対応できません。他の消防本部への情報転送もできませんので、他市町村へ出かけるような場合は十分に注意してください。
- 2 次のような“異動事項”があった場合は、速やかに一関市消防本部消防課まで連絡してください。登録者が異動事項についての連絡を怠ったために通報が受理されなかった場合、消防本部では一切の責任を負いかねます。
  - (1)携帯電話を機種変更した場合
  - (2)携帯電話会社を変更した場合
  - (3)電話番号やメールアドレスを変更した場合
  - (4)転居した場合(管轄内・管轄外のいずれも)
  - (5)その他、「利用登録申込書」に記載した事項に異動がある場合
  - (6)本サービスの利用を休止・中止したい場合
- 3 迷惑メール対策や契約内容を変更する際も、消防本部からのメールが確実に受信できるよう注意してください。
- 4 屋内からの通報では衛星からの測位電波が受信できないため、GPSでの正しい位置確認ができません。屋外から通報するか、自分がいる場所の住所を確認してから通報してください。
- 5 通報時、周囲に音声通報の可能な方がいる場合は、基本的に音声通報を心がけてください。
- 6 通報後、内容確認のために消防本部側からメールまたはチャット要求をする場合があります。緊急車両到着まで、絶対に電話や他の通信をしたり、携帯電話の電源を切ったりしないでください。
- 7 消防本部は万全の体制で監視していますが、電波状態や機械の故障、インターネット回線の保守作業等により通報を受理できない場合があります。通報後、しばらく経っても返信がないような場合は、別な手段での通報を心がけてください。
- 8 通報があった場合、指令センター指令管制員の判断で、消防隊や救急隊へ登録情報を送る場合があります。
- 9 任意で記入いただいた緊急連絡先(親族・近隣協力者等)には、通報状況により昼夜を問わず消防本部から電話連絡します。予めご了承ください。
- 10 通報テストを実施する際は、必ず予め一関市消防本部消防課へ連絡してから実施してください。
- 11 Eメールで消防本部からのお知らせなどを送信する場合があります。
- 12 携帯電話機の適正な維持管理に努めてください。

上記の事項などに疑問・質問などがありましたら、下記までご相談ください。

### 【一関市消防本部消防課 指令センター】

所在地 〒021-0053 岩手県一関市山目字中野140-3

電話番号 0191-25-0119(代表) / FAX番号 0191-25-5922

### 【緊急通報】

電話・FAXともに 119

# 一関市消防本部 Web119(ガチャピー) 利用登録申込書

申込年月日 年 月 日

必須項目	フリガナ	生年月日		(西暦)	年	月	日			
	氏名	性別		<input type="checkbox"/> 男		<input type="checkbox"/> 女				
		自宅電話番号								
	郵便番号	〒	FAX番号							
	フリガナ									
	住所	-----								
		マンション・アパート名								
	携帯電話	電話会社	<input type="checkbox"/> ドコモ		<input type="checkbox"/> エーユー		<input type="checkbox"/> ソフトバンク		<input type="checkbox"/> ( )	
		番号				機種名				
		メールアドレス				GPS機能	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
※認識番号										

任意項目	身体状況 ・ 特異事項	血液型	
		ABO型	
		RH型	
かかりつけ 医療機関	医療機関名	診療科目	疾病名
	-----		
	-----		
	-----		
既往症に関する情報			
特記事項			

利用登録申込にあたって、登録者遵守事項をすべて遵守します。



※認識番号は <http://www.npo-r.jp/id/> にアクセスして確認してください。